

平成 24 年第 2 回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 24 年 10 月 22 日 開会
平成 24 年 10 月 22 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第 1 号(10 月 22 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○認定第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○同意第 2 号の上程、説明、採決	19
○議決事件の条項、字句等の整理	19
○閉会	19
○会議録署名	20

平成 24 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第 9 号

平成 24 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成 24 年 10 月 15 日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 堀内 茂

- 1 期日 平成 24 年 10 月 22 日(月)午後 2 時
- 2 場所 山梨県自治会館 1 階 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員(22 名)

1 番 齊藤憲二 君	2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君
4 番 大村政啓 君	5 番 古見金弥 君	6 番 小林伸吉 君
7 番 清水 実 君	8 番 中嶋 新 君	9 番 樋泉明広 君
11 番 久島博道 君	12 番 廣瀬 一 君	13 番 河西 茂 君
14 番 井上達雄 君	15 番 望月利金 君	18 番 保坂 實 君
20 番 山口勝也 君	22 番 上名をさみ 君	23 番 坂本房麿 君
24 番 小林茂澄 君	25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君
27 番 守屋茂久 君		

不応招議員(5 名)

10 番 網倉正治 君	16 番 芦澤健拓 君	17 番 遠藤雄一 君
19 番 深澤平助 君	21 番 滝口新一朗 君	

平成 24 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程(第 1 号)

平成 24 年 10 月 22 日(月)午後 2 時開会

1 開会

2 広域連合長あいさつ

日程第 1 議員の議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 認定第 1 号 平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 5 認定第 2 号 平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 6 議案第 10 号 平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第 2 号)

日程第 7 議案第 11 号 平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 8 同意第 2 号 山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第 1～日程第 8 まで議事日程に同じ

出席議員(22 名)

1 番 齊藤憲二 君	2 番 太田利政 君	3 番 小林義孝 君
4 番 大村政啓 君	5 番 古見金弥 君	6 番 小林伸吉 君
7 番 清水 実 君	8 番 中嶋 新 君	9 番 樋泉明広 君
11 番 久島博道 君	12 番 廣瀬 一 君	13 番 河西 茂 君
14 番 井上達雄 君	15 番 望月利金 君	18 番 保坂 實 君
20 番 山口勝也 君	22 番 上名をさみ 君	23 番 坂本房麿 君
24 番 小林茂澄 君	25 番 高山泰治 君	26 番 木下正之 君
27 番 守屋茂久 君		

欠席議員(5 名)

10 番 網倉正治 君	16 番 芦澤健拓 君	17 番 遠藤雄一 君
19 番 深澤平助 君	21 番 滝口新一朗 君	

地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 堀内 茂君	副広域連合長 角野幹男君	監査委員 柳澤 清君
事務局長 菊原 忍君	事務局次長 三好一生君	業務課長 坂本 昇君
会計管理者 河野美奈子君	業務課資格管理担当リーダー 若尾勝秀君	
業務課給付担当リーダー 小林久弥君	業務課庶務担当リーダー 大久保公生君	

事務局職員出席者

書記長 望月利偉 書記 横内克仁 書記 旗持 亮

【開 会】

開会 午後 2 時 15 分

●議長(太田利政君) ただいまから、平成 24 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 22 人でございます。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、過半数の定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長(太田利政君) 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。

10 番 網倉正治 君、16 番 芦澤健拓 君、17 番 遠藤雄一 君、19 番 深澤平助 君、21 番 滝口新一朗君より欠席の届けがありました。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項及び第 199 条第 9 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査並びに定例監査の報告はお手元に配布のとおりです。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長(太田利政君) ここで、堀内広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 堀内広域連合長。

○広域連合長(堀内茂君) 本日、ここに山梨県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方にご参集をお願いを申し上げまして、平成 24 年第 2 回定例会を開会するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平素より、当広域連合の運営に対しまして格別のご理解そしてご協力をいただいておりますことに対しまして、心より厚く心より御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、廃止は先送りされたものの「社会保障制度改革国民会議」での議論に委ねられることになりました。今後におきましても引き続き国の動向を注視してまいりたいと存じます。

また、広域連合といたしましては、医療費の伸び等を見ますと大変厳しい状況ではありますが、県民の皆様のご健康、生命を守るためにしっかりと当広域連合事業を展開してまいりたいと考えているところでございます。

また、7 月 19 日に発表されました平成 23 年度分国保・後期高齢者医療費速報の医療費の動向でございますが、医療費総額は 24 兆 6,098 億円であります。国保の医療費は 11 兆 4,214 億円、対前年におきまして 2.3%の増でございます。後期高齢者は 13 兆 1,884 億円、対前年比は 4.7%増です。これは、総額の 53.6%を後期高齢者医療費が占めておるところでございます。

被保険者数で見ますと、国保の年間平均被保険者数は 3,875 万人、1.1%減であります。後期高齢者においては年間平均被保険者数は 1,452 万人、対前年比は 3.0%増であります。

一人当たりの医療費で見ますと、市町村国保の被保険者数一人当たりの医療費年額は

30万5,276円で、都道府県別比較で最も高いのは山口県の37万5,521円、そして最も低いのは沖縄県の25万9,130円で両者の倍率は1.45倍となっております。その中で山梨県におきましては28万8,199円で都道府県別では38番目に位置しております。後期高齢者の被保険者一人当たりの医療費年額は90万8,543円で、都道府県別比較で最も高いのは福岡県の115万8,395円、最も低いのは新潟県の73万9,314円で両者の倍率は1.54倍にもなっております。山梨県は82万1,642円で都道府県別では35番目に位置しております。しかしながら本県の医療費の伸びが対前年比におきますと2.4%でありまして、全国平均の1.6%を0.8%も上回っております。

このように、本県の後期高齢者医療制度に係る医療費は急速な高齢化の影響や医療技術の高度化等に伴いまして、医療を取り巻く環境も大きく変化いたしまして、高齢者を中心として医療費の増加が続いているというところでございます。そのような状況の中当広域連合では、医療費の適正化に向けた取組といたしまして、被保険者の皆様に医療費に対するコスト意識を高め、健康の大切さを認識していただくとともに、適正な受診に結びつけていただくため、健診や人間ドックなどを通じ健康増進に取り組むとともに、医療費通知に加えまして後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の利用差額通知につきましても実施することとなっております。ジェネリック医薬品の普及につきましては、これまでも相談カードの作成・配布、また、リーフレット等の配布を行ってまいりましたが、利用差額通知は被保険者自身が負担軽減額を具体的に把握できることから、より実効性の高い手段であると考えており、医療費の適正化に向けその効果に期待を致しているものでございます。

最後になりますが、今議会では平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定議案、また、平成24年度一般会計及び特別会計補正予算案や監査委員選任の同意議案等を提出させていただき次第でございます。

それぞれの案件につきまして、何とぞ十分なご審議をいただきまして、ご決定くださりますよう、お願いを申し上げます。以上申し上げますあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

【議席の指定】

- 議長(太田利政君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。
新たに選出されました、3名の議員を、会議規則第4条第2項の規定により、5番 古見金弥君、6番 小林伸吉君、14番 井上達雄君と議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

- 議長(太田利政君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番 清水 実君と23番 坂本房麿君を指名します。

【会期について】

- 議長(太田利政君) 次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。
『「異議なし」の声』
- 議長(太田利政君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【日程第 4 認定第 1 号】

●**議長(太田利政君)** 日程第 4、認定第 1 号「平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第 5、認定第 2 号「平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題と致します。

審議に先立ち、監査委員から認定第 1 号及び第 2 号についての決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」という声』

●**議長(太田利政君)** 監査委員 柳澤 清君

○**監査委員(柳澤清君)** 監査委員の柳澤でございます。平成 23 年度決算審査の結果について報告を致します。

審査は、平成 24 年 8 月 24 日午前 9 時 30 分より、広域連合事務室にて行いました。

審査にあたっては、地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、広域連合長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定めてる書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。

意見といたしましては、次のとおり提出いたします。資料 1 の別冊、意見書の 8 ページをご覧いただきたいと思います。

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費の財源については、その多くが市町村からの負担金によるものである。平成 23 年度は市町村負担金が軽減されているが、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。一方で、毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費に対しては、保険者機能強化事業や健診事業等の疾病予防事業の拡充を図り、その抑制に努められたい。

また、負担区分変更等で生じた医療費の返還金の未納額が増えているので、更なる管理強化を図られたい。保険料の徴収については市町村事務であるが、広域連合内の統一性が保たてるよう配慮されたい。

後期高齢者医療制度は開始より 4 年目となり、制度が定着し安定的に運営されている。今後も国・県・市町村と連携して、社会情勢や医療費の動向を把握する中で安定した医療給付を行うと共に、予算措置についても適時的確に適切かつ効率的な予算執行に一層努力されたい。

以上の意見を提出いたしました。

●**議長(太田利政君)** 監査委員の監査結果の報告が終わりました。

ただいまから、認定第 1 号「平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●**議長(太田利政君)** 菊原事務局長

○**事務局長(菊原忍君)** それでは、認定第 1 号平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明させていただきます。

最初に歳入についてご説明させていただきます。お手元の議案書 2 ページ、3 ページをご覧くださいと思います。

一番下の合計欄になります。歳入合計であります。予算現額 5 億 941 万 4 千円に対し、調定額、収入済額いずれも 5 億 945 万 5,309 円であります。主な内容については、広域連合職員の人件費及び維持管理費など、市町村からの事務経費負担金であります。

次に 4 ページ、5 ページをご覧くださいと思います。

歳出であります。同じく一番下、歳出合計欄をご覧くださいと思います。予算現額 5 億 941 万 4 千円に対しまして、支出済額 4 億 8,840 万 8,161 円、不用額は 2,100 万 5,839 円となっております。

主な内容は、広域連合職員の派遣元市町村への人件費負担金、事務所等の不動産借上げ料及び特別会計への繰出金であります。

なお、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は 2,104 万 7,148 円となっております。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、三好次長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 三好事務局次長

○事務局次長(三好一生君) 次長の三好と申します。よろしく願いいたします。

内容につきましては、別冊の資料 1「山梨県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」の事項別明細書を基に歳入・歳出の主なものをご説明させていただきたいと思っております。それでは、別冊の資料 1 歳入歳出決算書 8 ページ、9 ページ歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください。

まず、歳入でございます。収入済額の内容を中心に説明させていただきたいと思っております。

1 款 分担金及び負担金、1 項 負担金、1 目 市町村負担金であります。収入済額 4 億 8,716 万 8,012 円となっております。

内訳は、備考欄にありますように、市町村負担金で事務費負担金共通経費分 4 億 8,676 万 3 千円、広域連合システム市町村端末の追加設備分といたしまして、3 市 2 町から 40 万 5,012 円あります。

2 款 国庫支出金、1 項 国庫負担金、1 目 保険料不均一賦課負担金は、収入済額 61 万 6,740 円でございます。

不均一賦課は当広域におきましては、小菅村が対象となっておりますが、均一賦課分との差額相当については、国と県が 1/2 ずつ負担することになっております。

3 款 県支出金、1 項 県負担金、1 目 保険料不均一賦課負担金は、国庫負担金と同額でございます。

4 款 財産収入、1 項 財産運用収入、1 目 利子及び配当金は、収入済額 52 万 2,902 円となっております。

内容は、備考欄にございますように、財政調整基金の利息分が 4 万 1,561 円、臨時特例基金の利息分が 48 万 1,341 円となっております。

5 款 繰入金、1 項 基金繰入金、1 目 財政調整基金繰入金は、収入済額はございません。

10 ページ、11 ページをご覧ください。

6 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金は、収入済額 2,039 万 2,558 円となっております。

7 款 諸収入、1 項 預金利子、1 目 預金利子、これは収入済額 13 万 7,737 円。これ

は普通預金利子でございます。

7 款 諸収入、2 項 雑入、1 目 雑入、収入済額 620 円でございます。

内容は備考欄にありますように、診療報酬明細書等の開示請求による写しのコピー代ということになっております。

収入済額の合計は 5 億 945 万 5,309 円となっております。歳入については以上でございます。

次に歳出について説明させていただきます。12 ページ、13 ページをご覧ください。主に支出済額の内容を中心に説明させていただきます。

1 款 議会費、1 項 議会費、1 目 議会費、これにつきましては支出済額 104 万 9,211 円となっております。平成 23 年度につきましては定例会を 2 回、臨時会を 1 回、計 3 回開催しております。主な内容は、議員報酬 82 万 5,981 円及び議会開催時旅費等費用弁償 13 万 1,942 円で、その他需用費及び会場使用料等でございます。

次に、2 款 総務費、1 項 総務管理費、1 目 一般管理費の支出済額は 1 億 5,630 万 7,591 円でございます。それぞれの節の主な内容をご説明させていただきたいと思えます。なお、備考欄には主な節の支出項目を記載させていただいておりますが、各項目のはじめの丸数字が節の番号となっております。ご参照ください。

1 節 報酬、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬であります。23 年度は会議を 1 回開催しています。

3 節 職員手当等、支出済額 562 万 9,565 円、主な内容につきましては通勤手当 330 万 8,580 円及び超過勤務手当 220 万 4,185 円と管理職手当で、職員 20 名及び臨時職員 2 名、嘱託職員 3 名の手当でございます。

4 節 共済費、非常勤職員公務災害補償のための負担金でございます。

9 節 旅費、これは費用弁償としての情報公開・個人情報保護審査会委員の旅費及び職員出張普通旅費でございます。

11 節 需用費は、支出済額 131 万 1,716 円、主なものは事務用品などの消耗品、公用車の燃料費及び周知用のパンフレット等の印刷製本費や事務所電気代等でございます。

12 節 役務費、支出済額 101 万 4,205 円、主なものにつきましては郵便料などの通信運搬費、手数料、公用車の自動車損害保険料や火災保険等でございます。

13 節 委託費、支出済額 221 万 5,586 円、委託料の主なものでありますが、財務会計システム、グループウェア委託料及び条例等整備委託料等がございます。

14 節 使用料及び賃借料、1,129 万 8,025 円、主な内訳は LGWAN 接続料などの使用料、自治会館事務所等不動産及び公用車借上料などが主なものでございます。

18 節 備品購入費、これにつきましては職務代理者の印の作成費となっております。

次に 14 ページ、15 ページをご覧くださいと思います。

19 節 負担金、補助及び交付金は、支出済額 1 億 3,466 万 2,802 円で、主なものは広域連合派遣職員負担金で派遣元市町村に支払われる負担金であります。

次に 2 款 1 項 2 目 公平委員会費につきましては、支出済額は 2 万 9,622 円であります。公平委員 3 名の報酬及び費用弁償であります。なお、23 年度公平委員の会議は 1 回開催いたしました。

続いて 2 款 2 項 選挙費、1 目 選挙管理委員会費、これにつきましては、支出済額 2 万 7,328 円であります。選挙管理委員 4 名の報酬及び費用弁償であります。23 年度は会議を 1 回開催いたしました。

2 款 3 項 監査委員費、1 目 監査委員費につきましては、支出済額 10 万 3,984 円となっております。監査委員 2 名の報酬及び費用弁償であります。23 年度は定例監査、決算監査は例月出納検査と同日に合わせていただきました。

次に 3 款 民生費、1 項 社会福祉費、1 目 老人福祉費につきましては、支出済額は 3

億 2,017 万 523 円、主に後期高齢者医療特別会計への事務費に充てる市町村負担金分の繰出金になっております。

4 款 諸支出金、1 項 基金費、1 目 財政調整基金費、これにつきましては、支出済額 1,023 万 8,561 円、これは、財政調整基金条例に基づきまして財政調整基金として運用益の積立てのほか前年度剰余金の 2 分の 1 を積み立てております。

16 ページ、17 ページをご覧ください。

4 款 1 項 2 目 臨時特例基金費、これにつきましては支出済額が 48 万 1,341 円となっております。

5 款 予備費、1 項 予備費、1 目 予備費につきましては、支出済額はございません。次に一般会計の実質収支に関する調書でございます。

20 ページをご覧ください。

歳入総額 5 億 945 万 5 千円、歳出総額 4 億 8,840 万 8 千円、歳入歳出差引額 2,104 万 7 千円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。よって、一般会計の実質収支額は 2,104 万 7 千円でございます。

以上が、平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算内容でございます。よろしくお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第 1 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論が無いようですので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

認定第 1 号「平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「認定第 1 号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第 5 認定第 2 号】

●議長(太田利政君) 次に、日程第 5、認定第 2 号「平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) 続きまして、認定第 2 号、平成 23 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明させていただきます。

最初に、歳入についてご説明させていただきます。お手元の議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。

一番下の合計欄になります。

歳入合計であります。予算現額 900 億 1,842 万 4 千円に対し、調定額は 887 億 8,235 万 6,008 円、収入済額は 887 億 8,014 万 8,217 円であります。

なお、収入未済額が 220 万 7,791 円ございますが、被保険者の所得更正などに伴う負担区分変更による医療費返還金の未納分であります。

歳入の主なものにつきましては、市町村で収納した保険料、国・県・市町村が負担す

べき定率負担分及び現役世代からの支援金であります。

次に、10 ページ、11 ページをご覧くださいと思います。

歳出であります、同じく一番下、歳出合計欄をご覧くださいと思います。予算現額 900 億 1,842 万 4 千円に対し、支出済額 882 億 9,047 万 9,848 円、不用額は 17 億 2,794 万 4,152 円となっております。

主な内容は、被保険者に対する入院、外来、歯科等の給付費用であります。なお、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は、4 億 8,966 万 8,369 円となっております。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、坂本業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 業務課長の坂本と申します。よろしくお願いいたします。歳入歳出の詳細につきましては、別冊の資料 1「歳入歳出決算書」の事項別明細書で説明させていただきます。

決算書の 21 ページからが特別会計になります。事項別明細書の 28 ページ、29 ページをご覧ください。主に、款項目、収入済額の欄で説明をさせていただきます。

1 款 市町村支出金は、医療の給付に係る市町村の負担金であり、収入済額は 138 億 5,855 万 9,510 円であります。

1 項 市町村負担金、1 目 保険料等負担金 53 億 687 万 7,160 円は、医療給付費の 1/10 に当たる、各市町村で収納した保険料相当額であり、2 目の療養給付費負担金 68 億 7,412 万 7,393 円は、医療給付費の 1/12 にあたる市町村が負担すべき定率負担分であります。3 目の保険基盤安定負担金 16 億 7,755 万 4,957 円は、保険料の均等割軽減相当額を補填する地方が分担する負担金であり、県が 3/4、市町村が 1/4 を負担するもので、県の負担金は一旦市町村で受け入れ、市町村分と合わせた額を広域連合で受け入れたものでございます。

次の 2 款 国庫支出金は、医療の給付や保険料軽減の補填等に係る国の負担金、補助金及び交付金で、収入済額は 293 億 4,185 万 3,791 円であります。

1 項 国庫負担金、1 目の療養給付費負担金 206 億 8,921 万 3,538 円は、医療給付費の 3/12 に当たる国が負担すべき定率負担分であります。2 目の高額医療費負担金 2 億 5,457 万 5,046 円は、レセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費の 1/4 を国が負担するものであります。

2 項 国庫補助金、1 目の調整交付金は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するためのもので、医療給付費の概ね 1/12 を目途として交付されます。収入済額は 79 億 5,415 万 7,000 円であります。

30 ページ、31 ページをご覧ください。2 目の後期高齢者医療制度事業費補助金は、各種事業に対する国庫補助金で、収入済額は 2,999 万 7,207 円であります。

1 節の健康診査事業補助金 2,149 万円は、健康診査費用のうち補助基準額の 1/3 が補助されるものであります。2 節の保険者機能強化事業補助金 571 万 5,000 円は、重複・頻回受診者等への訪問指導強化、後発医薬品の使用促進等の普及啓発の強化及び医療保険者の「意見を聴く場」の設置等の事業に係る国の補助金であります。3 節の特別高額医療費共同事業補助金 279 万 2,207 円は、レセプト 1 件 400 万円を超える著しく高額な医療費について、200 万円を超える部分を対象に全国の広域連合で負担しあう事業の拠出金に対する国の補助金であります。4 節の東日本大震災の被災者に係る健康診査事業補助金は、東日本大震災で避難してきた後期高齢者が、健康診査を行った場合に負担する分を国が補助するものであります。実績はありませんでした。

3 目の円滑運営臨時特例交付金の 4 億 1,339 万円は、低所得者の保険料軽減措置として 7 割軽減世帯を 9 割と 8.5 割軽減すること、それから所得が一定以下の被保険者の所得割を 5 割軽減することの平成 24 年度分の補填対応として交付されたものであります。

7 目の後期高齢者医療災害臨時特例補助金 52 万 1,000 円は、東日本大震災で避難してきた後期高齢者に対し、一部負担金の免除、標準負担額の免除、それと保険料の減免額に対して国から補助金が交付されたものであります。

3 款 県支出金は、医療の給付に係る県の負担金及び補助金等であり、収入済額は 71 億 9,729 万 5,744 円であります。

1 項 県負担金、1 目の療養給付費負担金 69 億 2,179 万 6,698 円は、医療給付費の 1/12 に当たる県が負担すべき定率負担分であります。2 目の高額医療費負担金 2 億 5,457 万 5,046 円は、国と同様にレセプト 1 件当たり 80 万円を超える医療費の 1/4 を県が負担するものであります。

2 項の財政安定化基金支出金は、予定以上の保険料の未納又は給付費の増加による財源不足を補うために、県に設置されている基金からの交付金でございますが、平成 23 年度の交付はございませんでした。

32 ページ、33 ページをご覧ください。

3 項の県補助金、1 目の後期高齢者保険事業費補助金 2,092 万 4,000 円は、国と同様に県から補助された健康診査費用の補助金であります。市町村が実施した健康診査費用のうち補助基準額の 1/3 が国と同様に補助されたものであります。

4 款 支払基金交付金は、現役世代からの支援金で、給付費の 4/10 相当額に当たり、収入済額は 361 億 9,926 万 6,741 円であります。

この交付金は、支払基金から、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を、各都道府県の医療費に基づき、それぞれの広域連合に交付されたものであります。

5 款 特別高額医療費共同事業交付金は、一件 400 万円を超える高額なレセプトのうち 200 万円を超える部分について、全国の広域連合で負担し合うもので、各都道府県の高額な医療費に応じ交付されたものであります。件数は 11 件で、収入済額は 242 万 3,690 円であります。

6 款 財産収入は、後期高齢者医療給付基金からの運用収益となる利子であり、この基金に積み立てられるものであります。収入済額は、68 万 3,345 円であります。

7 款 繰入金は、一般会計と各基金からの繰入金であり、収入済額は 16 億 5,959 万 5,779 円であります。

1 項の一般会計繰入金は、市町村からの事務経費の負担金である市町村負担金繰入金と、国と県が 1/2 ずつ負担する、小菅村の保険料不均一賦課差額相当額の補填のための繰入金であります。

34 ページ、35 ページをご覧ください。

1 節の市町村負担金繰入金の収入済額につきましては 3 億 1,893 万 7,043 円、2 節の保険料不均一賦課繰入金の収入済額につきましては 123 万 3,480 円であります。

2 項の基金繰入金は、低所得者及び被扶養者に対する保険料軽減措置の補填である国庫補助金を積み立てた臨時特例基金と、著しい保険料の不足又は医療給付費の増加に対応するため、過年度における剰余金を積立てた後期高齢者医療給付基金からの繰入金であります。収入済額につきましては、1 目の臨時特例基金繰入金が 6 億 3,454 万 9,256 円、2 目の後期高齢者医療給付基金繰入金が 7 億 487 万 6,000 円であります。

8 款 繰越金は、平成 22 年度からの繰越金であり、収入済額は 3 億 9,641 万 4,320 円であります。この中には、平成 22 年度に概算で交付された社会保険診療報酬支払基金への返還金 1 億 3,668 万 1,259 円と、国庫支出金等の精算による返還金 995 万 8,380 円が含まれております。

9 款 県財政安定化基金借入金は収入がございません。なお、財政安定化基金の事業としましては、交付事業と貸付事業がありますが、平成 23 年度におきましては、基金からの交付金・借入金は共にありませんでした。

10 款 諸収入の収入済額は総額で 1 億 2,405 万 5,297 円であります。

1 項 延滞金、加算金及び過料、1 目の延滞金 27 万 1,130 円は、保険料の延滞金であります。2 目の過料はございません。

36 ページ、37 ページをご覧ください。

2 項の預金利子 305 万 8,072 円は、銀行口座の預金利子であります。

3 項 雑入、1 目の第三者納付金 1 億 1,499 万 6,748 円は、交通事故等の第三者行為に係る医療給付費について、加害者からの納付金であります。2 目の返納金は、所得の更正等による負担区分の変更に伴う医療給付費の返還金であります。収入済額は 572 万 9,347 円、収入未済額は 220 万 7,791 円であります。

3 目の雑入は、収入がございませんでした。

以上が歳入でございます。

次に、歳出の決算についてご説明いたします。

事項別明細書の 38 ページ、39 ページをご覧ください。

1 款 総務費は、運営に係る事務的経費であり、支出済額は 3 億 3,916 万 8,996 円であります。

1 項 総務管理費、1 目の一般管理費でございますが、主なものについて説明させていただきます。なお、この目の備考欄に主な節の支出項目を記載させていただきました。各項目の初めのマル数字が節の番号になりますので、ご参照いただきたいと思います。

1 節の報酬、3 節の職員手当等、4 節の共済費、それと 7 節の賃金につきましては、3 人の嘱託職員と 2 人の臨時職員に係る人件費であります。11 節の需用費 842 万 8,828 円は、消耗品関係と医療費通知の印刷等の印刷製本の費用であります。12 節の役務費 4,370 万 3,579 円は、医療費通知等の郵送料通信運搬費と療養費の審査等の国保連合会への手数料であります。13 節 委託料の主な内容は、備考欄の⑬の項目であります。広域連合のシステム委託料、レセプトの資格確認などの国保連合会委託料、レセプトの配列、突合、縦覧点検などのレセプト点検に係る委託料等々、備考欄に記載のとおりでございますが、支出済額は 2 億 5,164 万 2,111 円であります。14 節の使用料及び賃借料 2,466 万 525 円は、各会議等の会場使用料並びに広域連合と各市町村に設置してありますサーバと端末器のリース料であります。

次に、2 款 保険給付費は、被保険者に対する給付費用であり、支出済額は 871 億 446 万 5,450 円であります。

1 項 療養諸費、1 目の療養給付費 819 億 1,778 万 3,453 円は、入院、外来、歯科等の給付費用であります。

40 ページ、41 ページをご覧ください。

2 目の訪問看護療養費 2 億 1,060 万 4,569 円は、自宅において訪問看護師等の訪問看護を受けた費用であります。3 目の特別療養費は、資格証明書の交付を受けている被保険者からの請求による給付ですが、支出はございません。4 目の移送費は、医療機関で治療を受けている被保険者が医師の判断により、他の医療機関に移送されたときの費用ですが、支出はございません。5 目の審査支払手数料 2 億 8,626 万 6,635 円は、国保連合会に委託している審査支払に係る費用でございます。1 件 95 円で 301 万 3,333 件でありました。6 目の療養費 10 億 6,774 万 8,590 円は、補装具、柔道整復等の費用給付であります。

2 項 高額療養諸費、1 目の高額療養費 31 億 9,765 万 4,974 円は、窓口で支払う自己負担分が所得に応じて定めた自己負担限度額を超えたものについて給付するものであ

ります。2目の高額介護合算療養費6,870万7,229円は、後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方に支払っている自己負担額の1年間の合計額が一定の負担額を超えたものについて給付するものであります。

3項のその他医療給付費3億5,570万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に5万円を給付する葬祭費であります。

3款県財政安定化基金拠出金は、保険料の未納又は給付費の増加により、財源不足が生じた場合、無利子の貸し付けや交付を目的として、県に設置された基金に国、県それと広域連合がそれぞれ1/3ずつ拠出して積立てるもので、支出済額は7,700万円でありました。23年度末の基金残高は8億9,909万2,047円となっております。

42ページ、43ページをご覧ください。

4款特別高額医療費共同事業拠出金は、1件400万円を超える特に高額なレセプトが対象で、200万円を超える部分を全国の広域連合で負担し合うための事業への拠出金であります。支出済額は、622万4,126円であります。

1目の特別高額医療費共同事業拠出金615万5,737円は、事業に対する拠出金であり、2目の特別高額医療費共同事業事務費拠出金6万8,389円は、国保中央会が行う事業の事務経費に対する拠出金であります。

5款保健事業費は、健康の保持増進のために必要な事業を行うために実施した費用で、支出済額は7,811万4,000円であります。

1項健康保持増進事業費、1目の健康診査費4,184万8,000円は、市町村が実施した対象者1万5,319人に対する健康診査費の補助金であります。2目のその他健康保持増進費3,626万6,000円は、広域連合が実施した健康増進事業実施時の講師への謝礼と、8市町村で実施した対象者1,433人に対する人間ドック受診事業への補助金でございます。これらの事業には、国からの特別調整交付金が充てられております。

6款基金積立金は、当広域連合の財政の健全な運営等に資するため、用途別に設置されている2つの基金に、それぞれ基金条例に基づき積み立てを行ったものであります。全体の支出済額は6億6,384万8,026円であります。

1項基金積立金、1目の臨時特例基金積立金4億1,339万円は、国から保険料軽減の財源として交付された、円滑運営臨時特例交付金を基金に積み立てたものでございます。基金の平成23年度末残高は8億6,998万4,852円であります。2目の後期高齢者医療給付基金積立金2億5,045万8,026円は、著しい保険料の不足や医療給付の増加に対応するため、特別会計における前年度剰余金を積み立てたものであります。基金の平成23年度末残高は8億7,647万6,461円であります。

44ページ、45ページをご覧ください。

7款公債費は、資金が一時的に不足するときに生じた借入金の利子の返済金であります。借入金は無く、支出はございません。

8款諸支出金は、保険料、療養給付費に係る市町村や国等への還付、償還等の支出金であり、支出済額は2,165万9,250円であります。

1項償還金及び還付加算金、1目の保険料還付金1,167万3,870円は、過年度に徴収した保険料の所得更正等による返還に伴う市町村への支出金であります。2目の償還金995万8,380円は、平成22年度の療養給付費等に係る国、県の負担金等の精算に伴う償還金であります。

なお内訳は、備考欄にありますように、国庫支出金の返還金が836万8,690円、県支出金の返還金が158万9,690円あります。3目の還付加算金2万7,000円は、市町村が被保険者等に保険料を返還する際に発生した加算金を市町村に支出したものであります。

9款予備費の支出はございません。以上が歳出であります。

最後に、実質収支に関する調書について、48 ページにございますので、ご覧いただきたいと思えます。

歳入総額 887 億 8,014 万 8 千円に対しまして、歳出総額は 882 億 9,048 万円となり、差引額は 4 億 8,966 万 8 千円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は差引額の 4 億 8,966 万 8 千円であります。

以上が、平成 23 年度山梨県後期高齢者広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の内容であります。

よろしく願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第 2 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 4 番、大村政啓君

○4 番 大村政啓君 信に丁寧な説明で、そのことはそれでよろしいですけども、この際ですから 2 点ほど確認の意味でお尋ねをしたいと思います。

冒頭ですね、連合長から挨拶の中にありましたとおり、非常に医療費が伸びていると、これは大変なことだなと考えておりました、発足して数年が経つわけではありますが、そうだと思います。そういう中で 2 点、さっきですね医療費が増大する中で、医薬品の占める割合というものもかなり多くなっていると思います。この前はジェネリック薬品、所謂後発薬品の見本も頂きまして、私は山梨市でありますけども、他の議員にも見せました。そして理解を求めるためにも、大事だと思っていいましたけども 1 点、その医薬品がですね所謂医療費に占める割合は、ざっくり言ってどの位か、概算でいいですからまずお尋ねをしたいと思います。これが 1 点。

そして 2 点目はですね、決算に関係あります、今、説明した中にも包含されてると思えますけども、補足資料の中にですね、こんな数字が出てますね。所謂過年度分の、それから現年度分の徴収状況が配布されておりますけども、この中でもって、私はもっと少ないかなと思っておりましたけども、これは分かり易く言うのに、5 ページにはですね、3,966 万余ということで、全体的に 0.75 くらいですけども、現年度分の未収額の多い理由、これに関連して過年度分もですね、6 ページにはご案内のように別記してあるわけではありますが、これについて、この理由はですねどのような理由なのか、概要でいいですからお尋ねをしないと、こういうふうに考えております。以上です。2 点お願いします。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) ただいまのご質問、まず 1 点目でございますが、医薬品の占める割合ということでございますが、おおよそ 18.5%が占めている割合でございます。

あと 2 点目ですね、未収金が増えているということでございますけれど、保険料につきましては、各市町村さんをお願いをしております。当広域連合としては保険料の収納は行っておりませんので、おそらく個々それぞれの市町村さん方にも、職員の方々にはですね、収納を一所懸命頑張ってもらっていると思えますけども、様々な理由により納められないという方もおいでることだろうと思えます。一応保険料につきましては、それぞれ市町村さんをお願いをしておりますので、ここではどういった理由かということにつきましては、わかりかねるところがありますので、ご理解いただきたいと思えます。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 4 番、大村政啓君

○4 番 大村政啓君 再質問であります。もちろん、ここでもって直接徴収するわけで

はありませんけれども、やはり連合体ですから、各市町村のですね、状況についても把握しておかなければ、各市町村の理由ばっかとはいかないと思いますので、これにつきましても今後、例えば、私は4年目になるんですけども、いったときにはですね人数も11万3千くらい対象者も多くなっていると、そしてこれは他の国保や他のものと違って、年金から引くから徴収率はいいですよという答弁をされたことを過去ありましたね。にもかかわらずこういう事でありますから、これはもちろん、文字通り連合体でありますから、ただ市町村の実情に任せておくでなくて、そういう指導をするという事が必要かと、こういうふうを考えております。もちろんこういう景気ですから、病気になっちゃたとか、又は雇用が所謂解雇されたとか、色んな事情があろうかと思いたすけれども、これについて連合会とすればですね、これを把握しておかないと市町村にお任せということについてはちょっとどうかと思いますが、この辺でとどめておきますけれども、今後、各市町村の実情についてもいろいろ聞いておいて、その把握しておかなければ連合会の事務局としていかなものかというふうを考えておりますので、一つ改善なり善処なりを十分してもらいたいと思います。以上。

●議長(太田利政君) 他にございませんか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 18番、保坂實君

○18番 保坂實君 18番、保坂です。ただいまの説明よくわかりました。ありがとうございました。その中でですね、1件お伺いしたいのは、39ページ13節の委託料がですね支出済額の2億5,164万2,111円ですね、総額の中の右の方に㊸レセプトですね、このレセプトの点検委託料が3,477万7,917円という内訳の方へ出ていますけれども、その関係でちょっと最初にですね、連合長からのご挨拶の中に医療費が4.7%増えて患者数が3%増えてる、そういうところをひっくるめた中でお伺いしたいんですけども、この患者数もちろん増えているわけですが、1件当たりのですね負担金が増えているという形の中で、レセプトの総件数はどの位になっているのか、そして点検の委託料がですね1件当たりいくらの負担金で契約しているのか、その点を教えてもらいたいと思います。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長 自席どうぞ。

○業務課長(坂本昇君) 件数はですね、301万3千件余りですね。301万3,775件、平成23年度におきましてはその件数になります。それから単価1件当たりですが、1件4円でやっていただいているということです。

●議長(太田利政君) 暫時休憩します。

—午後3時22分休憩—

—午後3時25分再開—

●議長(太田利政君) 休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

○業務課長(坂本昇君) 平成23年度におきましては、途中までは民間の会社をお願いをしておりました。株式会社オークスというところですが、そこにかかるものについては1件18円50銭ですね、途中から国民健康保険連合会をお願いをしております。その分が1件4円でございます。以上でございます。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 18番、保坂實君

○18番 保坂實君 ありがとうございます。私ちょっと愚問になりまして、トータル件数がわかっていけば、平均的には割ればいいわけなんですけど、途中から、今のご説明でね、変更になっている。そういう点で。ご苦労掛けてすいませんでした。了解しました。ありがとうございます。

●議長(太田利政君) 他にございませんか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 9番、樋泉昭広君

○9番 樋泉昭広君 9番、樋泉でございます。来たばかりで良くわかりませんので、教えていただきたいと思います。

1つは歳入の方ですね市町村の負担金がありますが、この保険料の負担金について、特に保険料についてですね、平成22年度、23年度が補足資料の中では22年、23年が均等割1人当たりですね3万8,179円、所得割が7.28%ということになっていますが、平成22年度、23年度の1人当たりの調定額は若干違ってはいますが、これはどういう事で違っているかということでもあります。これは参考資料ではございますが、しかし、これは保険料等負担金の関係があるということだと思っておりますので、教えていただきたいと思っております。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 1人当たりの調定額、補足資料の5ページの一番下のところでよろしいでしょうか。これにつきましては、1人当たりですので調定額を被保険者数で割っておりますので、これは分母の違いだということではよろしいでしょうか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 9番、樋泉昭広君

○9番 樋泉昭広君 要するに、被保険者が増えると保険料も増えてくのかなと、こんなふうを感じるんですがいかがでございましょうか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 保険料は所得によって、均等割はもちろんございますけれども、所得割がございまして所得によって保険料は変わってきます。毎年同じようにはいかないというのは当然のことですが、そういった違いもあるということでご理解いただきたいと思っております。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 9番、樋泉昭広君

○9番 樋泉昭広君 支出の方でございますが、需用費の中ではこれは印刷製本費になります。平成22年度、23年度の正規の保険証の発行数、それから短期証明書、資格証明書の発行数について教えていただけますか。調べてあれば教えてください。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 平成22と23でございますね、平成22年度の7月1日に発行した数ですね11万1,442人ですね。被保険者数。それから平成23年度につきましては11万3,174人でございます。あと短期証明書につきましてはですね、本年8月1日現在の短期証の数が手元でございますけれども402件でございます。本年24年8月1日現在でございます。以上でございます。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 9番、樋泉昭広君

○9番 樋泉昭広君 資格証明書は発行されてないですか。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 資格証明書は0でございます。

●議長(太田利政君) 他にないですね。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 4番、大村政啓君

○4番 大村政啓君 先程、富士川の保坂議員からも話が有りまして、その関連でありますけども。

●議長(太田利政君) 関連でありますか。はいどうぞ。

○4番 大村政啓君 大事なことです。これまで私が2年前に質問した時には、全部東京の業者に随分高いなあと、それを専門にしていたからいいかと思いましたが、国保に切り替えた理由と何故こんなに差があるのか、4倍位ありますよね。お金が無いからと言うことで節約・節減をうたいながら、この東京の業者に発足当時からやっていて、今年の中途から国保へということでございますけれども、なんでこんなに民間とここで差があるのか、もし分かったら早くですね切り替えていけば、ずいぶん財源的にも助かったというふうに素人判断考えておりますけれども、今までの経緯と切り替えた時どのような理由ということですが、大事なことですからお答えください。

『「はい」との声』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) 今まで紙ベースでやっていたレセプトなんですけども、電子化されました。したがって1枚当たりのレセプトの単価というものが安くなったということがございます。要するに、紙ベースから電子ベースになったということで安くなりました。よろしくお願いたします。

●議長(太田利政君) 他にありませんね。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) それでは討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

認定第2号「平成23年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手多数でございます。

よって「認定第2号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

【日程第6 議案第10号】

●議長(太田利政君) 日程第6、議案第10号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) 続きまして議案第10号平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

議案書につきましては13ページをご覧くださいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,922万9千円を増額し、それぞれ6億218万9千円とするものでございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

主な内容でございます。歳入につきましては、前年度の決算により生じた剰余金を受け入れるものであり、歳出につきましては総務管理費の増額と、前年度剰余金の1/2以上を財政調整基金に積み立てるものであります。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては、三好次長から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 三好事務局次長

○事務局次長(三好一生君) それでは、詳細につきましてご説明をさせていただきます。内容につきましては、資料2の予算説明書でご説明させていただきます。

予算説明書の6ページ、7ページをご覧ください。

歳入であります。6款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金を1,922万9千円増額し、2,104万7千円とするものでございます。

これは、平成23年度の決算により剰余金が2,104万7千円余りということで確定しましたので、これを予算に反映させていただきました。

次に歳出についてご説明させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費を95万1千円増額し、1億6,818万1千円とするものです。これは、本広域連合の職員手当等で主に時間外手当でございます。職員構成による給与の上昇によりまして、1時間当たりの時給単価が上昇していることや新たなシステム機器更改がございまして、その準備に要する時間外が増えたため不足によりまして計上させていただきました。

次に4款 諸支出金、1項 基金費、1目 財政調整基金1,827万8千円増額し、1,847万8千円とするものでございます。これは、地方財政法第7条第1項の規定によりまして、前年度剰余金を2分の1以上を基金に積み立てるということでございます。

以上が平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)の内容でございます。よろしくお願いいたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第10号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「議案第10号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第7 議案第11号】

●議長(太田利政君) 次に日程第7、議案第11号「平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 菊原事務局長

○事務局長(菊原忍君) 続きまして、議案第11号、平成24年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。

議案書の17ページをご覧くださいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 9,166 万円を増額し、それぞれ 933 億 5,039 万円とするものでございます。

18 ページ、19 ページをご覧ください。

歳入につきましては、支払基金交付金の精算に伴う減額及び前年度の決算により生じた剰余金の受け入れによる増額でございます。

歳出の主な内容につきましては、前年度剰余金のうち所要の経費を除いた額を後期高齢者医療給付基金へ積み立てるものであります。

以上、概要につきましてご説明いたしました。詳細につきましては坂本業務課長から説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 坂本業務課長

○業務課長(坂本昇君) それでは、補正予算の詳細につきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

資料 2 予算説明書の 16 ページ、17 ページをご覧ください。

歳入でございますが、4 款 支払基金交付金、1 項 支払基金交付金、1 目 後期高齢者交付金につきましては、既存の予算から 9,800 万 7,000 円を減額するものでございます。これは、現役世代からの給付費 4/10 に当たる支援金であります。前年度概算交付されていたものに精算により返還金が生じたので、本年度の交付金で相殺するものでございます。

8 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金は、前年度の繰越金でございます。平成 23 年度の繰越金が確定しましたので、4 億 8,966 万 7,000 円を増額するものでございます。

次の 18 ページ、19 ページをご覧ください。

歳出の補正でございますが、2 款 保険給付費、1 項 療養諸費の 1 目の療養給付費から 6 目の療養費まで、すべて財源更正でございます。支払基金交付金の減額に伴い繰越金を充当するものであります。

2 款 保険給付費、2 項 高額療養諸費、1 目の高額療養費と、次の 20 ページ、21 ページ、2 目の高額介護合算療養費につきましても、同様の財源更正でございます。

6 款 基金積立金、1 項 基金積立金、2 目の後期高齢者医療給付基金積立金 3 億 1,542 万 3,000 円につきましては、保険料の不足又は医療費の急激な伸びに対応する後期高齢者医療給付基金への積立金であり、前年度の繰越金のうち、国、県から概算交付により受けた負担金等について、精算により返還すべき費用を除いた額を積み立てるものでございます。

8 款 諸支出金、1 項 償還金及び還付加算金、2 目の償還金 7,623 万 7,000 円につきましては、前年度に概算交付を受けた国及び県の負担金等を、精算により返還するものでございます。このうち、国庫に返還する額が 3,063 万 7,240 円、県に返還する額が 4,560 万 225 円でございます。

以上が、平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)の内容であります。よろしくお願いたします。

●議長(太田利政君) 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第 11 号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「なし」の声』

●議長(太田利政君) 無いようですので討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第 11 号「平成 24 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「議案第 11 号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第 8 同意第 2 号】

●議長(太田利政君) 日程第 8、同意第 2 号「山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について 同意を求めることについて」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(太田利政君) 堀内広域連合長。

○広域連合長(堀内茂君) ご説明申し上げます。

議会選出監査委員であります市川三郷町 望月隆夫議員から、監査委員の退職のお申し出がありましてこれを認めました。

新たに、身延町の芦澤健拓議員を監査委員に選任したいので、ご同意をお願いするものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

●議長(太田利政君) お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第 2 号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

●議長(太田利政君) 挙手全員であります。

よって「同意第 2 号」は、原案のとおり同意されました。

【条項、字句等の整理】

●議長(太田利政君) お諮りいたします。

本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第 43 条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(太田利政君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長(太田利政君) 以上をもって、本定例会に付議されました議案の審査は、全て終了いたしましたので会議を閉じます。

ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会の定例会も、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝を申し上げます。

以上をもちまして、平成 24 年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

閉会 午後 3 時 53 分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 _____ 太 田 利 政 _____

署名議員 _____ 清 水 実 _____

署名議員 _____ 坂 本 房 麿 _____